

宿毛市建設工事指名選定基準

(令和 8 年度)

高知県入札参加資格共同受付により、宿毛市における令和 8 年度入札参加資格を有している事業者より選定する。

1. 令和 8 年度建設工事ランク基準表

(1) 土木一式工事

ランク A	…	1,200 点以上
ランク B	…	880 点以上 ~ 1,199 点以下
ランク C	…	660 点以上 ~ 879 点以下
ランク D	…	659 点以下

(2) 建築一式工事

ランク A	…	760 点以上
ランク B	…	660 点以上 ~ 759 点以下
ランク C	…	570 点以上 ~ 659 点以下
ランク D	…	569 点以下

(3) その他の工事

ランク A	…	790 点以上
ランク B	…	789 点以下

(4) 建築工事に伴う設備工事の分離発注の場合

ランク A	…	640 点以上
ランク B	…	639 点以下

備考：令和 8・9 年度建設業者格付認定基準から算定した総合点より、ランクを決定する。

(高知県建設工事ランク基準表参照)。高知県のランクが付与されていない場合は、当該基準から算定された経審点により相当するランクを決定する。

ただし、(4) の場合の基準点の算定については経審点を基本とする。この場合において、完工高 1,000 万円につき 10 点を加点するほか、工事の実績内容により点数の増減を行うことができるものとする。

2. 発注基準額

(1) 土木一式工事

ランク A・B … 3,000 万円以上

ランク B・C … 1,000 万円以上 ～ 3,000 万円未満

ランク C・D … 1,000 万円未満 ～ 1,000 万円未満

(2) 建築一式工事

ランク A・B・D … 2,000 万円以上

ランク B・C・D … 2,000 万円未満

※ただし、建築一式工事については8,000 万円以上のものについては、特定建設業の許可を有する者を指名することとする。

(3) 設備工事（電気、給排水等）

ランク A又はB

(4) 解体工事

ア 解体工事（土木工事）の場合

(1) を準用する。

イ 解体工事（建築工事）の場合

建築主体業者及び解体を主とする者で解体工事業の建設業許可を持つ者より選定する。ただし、5,000 万円以上のものについては、特定建設業の許可を有する者を指名することとする。

(5) その他の工事

（舗装工事・防水工事、造園工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、とび工等）

ランク A…1,000 万円以上

ランク B…1,000 万円未満

(6) 分離発注工事

ア 建築工事に伴う設備工事の場合

ランク A…1,000 万円以上

ランク B…1,000 万円未満

※ 工事金額が2,500 万円以上の場合は技術者3人以上、5,000 万円以上の場合は4人以上、1 億円等の高額の場合はその都度検討することとする。

イ 上記以外の工事の場合

各々の基準による

3. 指名選定等の考え方について

- (1) 指名選定については8者以上を基本とする。ただし、8者以上の確保が困難な場合は、この限りでない。
- (2) 土木一式工事における指名業者は12者程度とし、選定基準については次のとおりとする。なお、12者に満たない場合であっても8者以上であれば当該業者を選定するものとし、補充は行わないものとする。
- ア 大規模工事（3,000万円以上）の場合
施工地域（宿毛西地区、宿毛東地区、平田地区・山奈地区及び小筑紫地区をいう。以下同じ。）のA・Bランク全者を基本選定とし、12者に満たない場合は施工地域外の同ランクの者のうちからこれまでの指名回数等を加味して選定する。
- イ 中規模工事（1,000万円以上3,000万円未満）の場合
施工地域のB・Cランク全者を基本選定とし、12者に満たない場合は施工地域外の同ランクの者のうちからこれまでの指名回数等を加味して選定する。
- ウ 小規模工事（1,000万円未満）の場合
施工地域のC・Dランク全者を基本選定とし、12者に満たない場合は施工地域外の同ランクの者のうちからこれまでの指名回数等を加味して選定する。
- エ 工事が複数の地区にまたがる場合（草刈や交通安全等）
地区ごとの金額等により該当地区を選択する。選択しがたい場合は、対象の複数地区の対象ランクの者から、これまでの指名回数等を加味し指名業者を選定する等の方法を用いる。この場合における指名業者数は、最大で16業者程度までとする。
なお、上記の基準による未指名業者が5者未満になる場合は、当該未指名業者を含めた提案とすることができる。
- (3) 港湾、漁港、下水道等にかかる工事等、特に専門的な技術力を必要とする工事については、対応できる者を複数のランクから選定して指名することができる。
- (4) 災害時など緊急に対応する工事については、発注基準額にかかわらず指名することができる。
- (5) 指名競争入札にて契約を行う災害復旧工事についての指名選定については、次のとおりとする。
- ・ 5,000万円以上 施工地域の全者＋各地区2者程度(A・B)
 - ・ 3,000万円以上5,000万円未満 施工地域の全者＋各地区2者程度(A・B・C)
 - ・ 3,000万円未満 施工地域の全者＋各地区2者程度(A・B・C・D)
 - ・ 各地区2者については、これまでの指名回数を加味し選定する。
 - ・ 橋梁災害復旧工事等、技術力を要するもの等、個々の現場特性の考慮が必要なものについては、案件毎に適切と思われるランクの者又は市外業者を指名することができる。
 - ・ 2回目以降の入札では、指名業者数が12者程度となるよう、指名回数を加味し各地区より配分を行う。ただし、上記の基準による未指名業者が5者未満になる場合は、当該未指名業者を含めた提案とすることができる。
- (6) 「分離発注」とは、1件の工事を工種の違いによって一定の工種毎に行う発注をいう。

- (7) 建築工事に伴う設備工事で2,500万円未満の工事については、市内業者育成のため、市内業者の選定を基本とする。
- (8) その他工事について、各々のランクだけでは業者数の確保が困難な場合は、金額にかかわらず、A・B両方のランクの者を指名することができる。
- (9) ランクが無い者の取扱については、当該業種において最も低いランクと同等とする。
- (10) 建築物に関する解体工事については、解体業又は建築業を主とする者の選定を基本とする。
- (11) 橋梁補修工事については、専門的な知識を必要とするため、設計金額によらずA・Bランクから選定するものとする。